

## 日本ペアレント・メンター研究会 規約

(名称)

第1条 この会の名称は「日本ペアレント・メンター研究会(以下「本会」という)」と称する。

(所在地)

第2条 本会事務局は〒772-8502 徳島県鳴門市鳴戸町高島字中島 748  
(鳴門教育大学小倉研究室内) に設置する

(目的)

第3条 本会は、日本ならびに世界において取り組まれている家族支援プログラムの現状を把握し、日本における次世代を見据えた家族支援プログラムの開発ならびに普及をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 前述の目的に即した研究および研究会議の実施
- (2) ペアレント・メンター活動に関する情報収集と発信
- (3) ペアレント・メンター養成にかかわる各種講座の開催支援
- (4) ペアレント・メンターコーディネーター養成講座の開催支援
- (5) 関係機関及び団体等との情報交換、連絡調整
- (6) その他、目的達成の為に必要と思われる事業

(構成員)

第5条 第3条の目的に賛同する団体または個人(以下「会員」)をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
事務局長	1名
事務局	1名
研究員	若干名
監事	1名

2 代表は研究会において選任する。

(役員職務)

第7条 代表は会務を統括する。

- 2 理事は代表を補佐し、代表に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 事務局長は本会の庶務及び経理を処理する。

(資産および会計)

第8条 本会資産は会費その他をもって充てる。

- 2 この会の会計年度は4月1日にはじまり3月31日に終わるものとする。
- 3 決算は、監事の意見を付して翌年度内に理事会に報告し承認を得る。また、その結果は総会等を通じて会員に報告する。

第9条(その他)

この規約に定めるもののほか必要な事項については、代表が定める。

附則 この規約は平成23年4月1日に施行し、同日より適用する。

【設立年月日】平成23年4月1日